

武蔵村山市公共下水道事業の財政運営の健全化について(答申)

このことについて、別紙のとおり報告します。

武蔵村山市公共下水道事業の財政運営の健全化について

(答 申)

平成29年11月27日

武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会

## 目 次

1	はじめに	1
2	下水道事業における経営の原則	1
3	本市の現状	3
4	本市の課題	4
5	財政健全化に向けて	5
6	下水道使用料の改定について	6
7	おわりに	7

### 資 料

・	武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会設置要綱	1 1
・	武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会開催状況	1 2
・	武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会委員名簿	1 3
・	東京都26市汚水処理費回収状況（平成28年度）	1 4
・	東京都26市汚水処理費回収率等項目別順位（平成28年度）	1 5

## 1 はじめに

下水道は、汚水の収集及び処理、雨水の排除という機能を有し、生活環境の改善、公衆衛生の向上、浸水の防止及び公共用水域の水質保全のために欠くことのできない重要な都市基盤の一つである。

武蔵村山市では、昭和49年度から下水道事業に着手して以来、平成12年度には下水道普及率がほぼ100パーセントに達し、下水道管きよの延長は現在約265キロメートルとなっている。

しかし、事業開始当初に整備した下水道管きよは、敷設から40年以上経過しているものもあり、近い将来、おおむね50年という標準的耐用年数を迎えることとなる。今後は、施設の維持管理とともに、老朽化に伴う管きよの改築(ストックマネジメント)に関する施策が、下水道事業の財政面における大きな課題になると考えられる。

こうした中、平成29年7月27日に市長から「武蔵村山市公共下水道事業の財政運営の健全化について」諮問を受け、以後5回にわたり本市の下水道事業の現状や課題について委員相互に認識を深め、慎重に検討を重ね、一定の結論を得たので、ここに答申する。

## 2 下水道事業における経営の原則

地方財政法第6条では、公営企業会計である下水道事業の財政運営の基本原則として、特別会計の設置と独立採算制の考え方を定めてい

る。

同条では、「その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない。」とされ、適正な経費負担区分を前提とした独立採算の原則が定められている。なお、『その経営に伴う収入』には地方債による収入を含んでいる。

このことから、下水道事業における汚水に係る経費（汚水処理費）は基本的に私費（下水道使用料）、雨水等に係る経費（雨水等処理費）は公費（市費）で負担することとなっている（一般会計が負担することとされている経費に対しては、平成29年度の地方公営企業繰出金について（平成29年4月3日付総財公第41号総務副大臣通知）の繰出基準に基づき、一般会計からの繰入を行うことが認められている。）。

また、下水道使用料については下水道法第20条で、「公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。」とされている。下水道は使用者が特定できる施設であることから、使用者はその受益の程度に応じて下水道使用料を負担することが、住民負担の公平性からも求められてい

る。

このような考え方を踏まえ、下水道事業は、一般会計とは別に下水道事業特別会計として運営している。これにより、一般の歳入（市税等の収入）及び歳出（支出）とは別に、下水道事業での歳入（下水道使用料等）と歳出（下水道の建設費や維持管理費等）を明確にし、経営状況が明らかになるようにしている。

### 3 本市の現状

平成28年度下水道事業特別会計の決算額は、歳入が12億1,865万1千円に対し、歳出が10億9,308万3千円となっている。

歳入のうち、下水道使用料は10億2,916万円であり、歳入に占める割合は84.5パーセントである。対して、一般会計からの繰入金は、2,512万円であり、歳入に占める割合は2.0パーセントである。このことから、本市の歳入は一般会計からの繰入金に余り依存していないことが分かる。

また、平成28年度の汚水処理費回収率（汚水処理に要した経費のうち、下水道使用料により回収した経費の率を示す指標）を見ると142.0パーセントである。一般会計からの繰入金を考慮したとしても回収率は100パーセントを超えているため、下水道使用料のみ

で汚水処理費を賄えている状況といえる。これは、地方債償還等に関してその償還が順調に進んでいるためと考えられる。平成29年度の地方債の償還金及び借入金利子支払経費は、それぞれ2億1,993万3千円及び4,657万2千円である。地方債の平成29年度末残高は、15億313万8千円となる見込みで、年々減少傾向にある。

さらに、平成27年度からは下水道事業建設基金への積立てを開始しており、歳入から歳出を差し引いても余剰分があることは明らかである。

下水道使用料は毎年約10億円を保つ一方で、地方債の償還が順調に進んでいるため、一般会計からの繰入金に余り依存することなく、下水道事業は良好な経営を行っている状況である。

#### 4 本市の課題

冒頭で述べているが、本市では、昭和49年度から下水道事業に着手して以来、敷設から40年以上経過した下水道管きよがあり、近い将来、おおむね50年という標準的耐用年数を迎える。そのため、今後は老朽化した管きよの改築が一つの課題となる。平成28年度に策定した「下水道維持管理計画」では、平成36年度までは市内の管きよのうち、どの管きよを改築する必要があるかの点検・調査や、調査結果に基づく改築計画の策定・設計を行い、平成37年度から改築工

事を本格的に開始し、以降は年間約1億5千万円の費用を見込んでい  
る。こうした中、平成27年度に国土交通省が「下水道事業のストッ  
クマネジメント実施に関するガイドライン」を策定したことから、「下  
水道維持管理計画」の代わりとなる「ストックマネジメント計画」を  
平成30年度に策定予定であり、この計画では、「下水道維持管理計  
画」よりも積極的に改築を行うことを想定しているため、費用の大幅  
な増加が予想される。

また、現在、東京都が進めている新青梅街道拡幅事業に合わせて、  
汚水管の移設工事を行うことも課題の一つである。この工事について  
は、時期は未定だが、約18億円の費用を見込んでいる。なお、先に  
述べた下水道事業建設基金積立金については、この工事費用に使用す  
る予定である。

## 5 財政健全化に向けて

下水道事業については、長期的な経営計画を踏まえた健全な財政運  
営をすることが求められるため、短期的な経営予測で使用料の改定を  
判断することは適当ではない。

本市の下水道事業は、現状では良好な経営といえるだろう。しかし、  
長期的にみると、先に述べたとおり、老朽化した管きよの改築及び新  
青梅街道拡幅工事に伴う汚水管の移設という課題が想定される。また、



下水道使用料については、節水傾向などの生活様式の変化に伴い減少する可能性も否定できない。

下水道事業を取り巻く環境の変化に伴い、下水道経営に係る収入と支出は変動する可能性があるが、適宜計画の見直し等を行い、収支のバランスを取ることで、長期的に安定した下水道経営を目指す必要がある。また、健全な財政運営のため、使用者負担の適正化を図り、住民の理解と協力を得られるような経営努力が必要となる。

## 6 下水道使用料の改定について

本委員会の結論は、これまで述べてきた状況から次のとおりとする。

本市の下水道事業における財政運営の現在の状況は、下水道使用料収入の一部を下水道事業建設基金に積み立てできるほど余裕があり、近隣自治体との比較においてもむしろ良好な状況であるが、今後は老朽化した管きよの改築や新青梅街道拡幅工事に伴う污水管の移設に莫大な費用がかかることが想定される。

これらを考慮すると、現時点においては、直ちに下水道使用料単価を改定する状況ではないと考え、下水道使用料は据え置くことが望ましいと判断する。

## 7 おわりに

本委員会の結論として、下水道使用料は「据え置き」としたが、先に述べたとおり、これから先の重要課題となる老朽化した管きよの改築を推進していくに当たり、その内容や費用等が具体化された段階で、急激な市民負担増を防ぐためにも、下水道使用料の改定について早めに検討していく必要がある。

下水道使用料の改定は、市民生活に直接影響するものであり、市民の理解が得られるよう市民に現状を分かりやすく説明し、理解を求めていくとともに、引き続き住民福祉の向上に努めていくべきである。そのため、今後も下水道事業の財政状況に応じて、3年程度を目安に、検証していく必要があるものと考えてるので、これを申し添える。



# 資 料



武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会  
設置要綱

平成29年5月19日  
訓令（乙）第111号

（設置）

第1条 武蔵村山市の公共下水道事業財政の健全化について検討を行うため、武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、公共下水道事業の財政運営の健全化について必要な事項を検討し、その結果を市長に報告する。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員8人をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 4人
- (2) 公共的団体の代表者等 2人
- (3) 公募による武蔵村山市民 2人

（会長及び副会長）

第4条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（任期）

第6条 委員の任期は、第2条の規定による報告の終了をもって満了する。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、都市整備部道路下水道課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月19日から施行する。

## 武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会開催状況

回数	開催日	内 容
第1回	平成29年7月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委嘱書の交付</li> <li>・ 市長挨拶、諮問</li> </ul> 議題 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 会長及び副会長の選出について</li> <li>② 武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会の会議の公開について</li> <li>③ 武蔵村山市公共下水道事業の概要について</li> <li>④ その他</li> </ul>
第2回	平成29年8月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道施設視察 昭島市・多摩川上流水再生センター</li> </ul> 議題 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 会議録の承認について</li> <li>② その他</li> </ul>
第3回	平成29年8月28日	議題 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 下水道事業の財政状況等について</li> <li>② その他</li> </ul>
第4回	平成29年9月27日	議題 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 下水道財政の今後について</li> <li>② その他</li> </ul>
第5回	平成29年10月24日	議題 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 答申（案）の検討及び決定について</li> <li>② その他</li> </ul>

## 武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏 名	選 出 区 分	所 属 等
田中 博美	識見を有する者	前検討委員
乃一 祐太	〃	税理士
原田 裕一	〃	産業カウンセラー
鈴木 廣	〃	元市職員
◎ 鈴木 節雄	公共団体の代表者	三ツ藤自治会長
○ 小川 育男	〃	民生児童委員
藤本 由美子	公 募	市民公募
馬場 由美子	〃	市民公募

◎ 会長      ○ 副会長



東京都26市汚水処理費回収状況（平成28年度）

区分	汚水処理 水量 (m³) A	年間有収 水量 (m³) B	有 収 率 (%) B/A	下水道料金 収入 (千円) C	料金単位 (円) D=C/B	汚 水 処 理 費 (千円)			右記の内訳 (円)		処理原価 (円) J=G/B	汚水処理費回収状況 (%)		
						維持管理費 E	資 本 費 F	合 計 G=E+F	維持管理費 H=E/B	資 本 費 I=F/B		維持管理費 D/H	資本費 (D-H)/I	合 計 D/J
八王子市	65,586,781	58,484,462	89.2	8,234,828	140.8	4,071,252	4,898,289	8,969,541	69.6	83.8	153.4	202.3	85.0	91.8
立川市	23,307,566	21,050,779	90.3	2,647,057	125.7	1,625,060	848,345	2,473,405	77.2	40.3	117.5	162.8	120.3	107.0
武蔵野市	17,007,686	16,990,663	99.9	1,414,697	83.3	1,163,832	104,914	1,268,746	68.5	6.2	74.7	121.6	238.7	111.5
三鷹市	22,652,821	18,803,975	83.0	1,747,724	92.9	1,456,917	402,652	1,859,569	77.5	21.4	98.9	119.9	72.0	93.9
青梅市	15,548,921	14,144,807	91.0	2,107,648	149.0	1,421,804	1,005,051	2,426,855	100.5	71.1	171.6	148.3	68.2	86.8
府中市	29,513,913	28,516,950	96.6	2,117,741	74.3	1,652,492	198,266	1,850,758	57.9	7.0	64.9	128.3	234.3	114.5
昭島市	14,846,494	13,512,602	91.0	1,783,349	132.0	887,469	264,662	1,152,131	65.7	19.6	85.3	200.9	338.3	154.7
調布市	29,906,038	23,924,830	80.0	2,014,429	84.2	1,552,444	96,103	1,648,547	64.9	4.0	68.9	129.7	482.5	122.2
町田市	45,046,064	41,379,762	91.9	5,528,641	133.6	2,874,936	2,155,200	5,030,136	69.5	52.1	121.6	192.2	123.0	109.9
小金井市	12,184,704	12,163,984	99.8	992,657	81.6	741,891	39,469	781,360	61.0	3.2	64.2	133.8	643.8	127.1
小平市	20,348,719	19,573,406	96.2	2,175,121	111.1	1,161,996	519,549	1,681,545	59.4	26.5	85.9	187.0	195.1	129.3
日野市	19,227,474	17,074,947	88.8	2,234,670	130.9	1,243,707	1,670,059	2,913,766	72.8	97.8	170.6	179.8	59.4	76.7
東村山市	16,999,427	15,130,024	89.0	1,936,599	128.0	1,090,295	904,262	1,994,557	72.1	59.8	131.8	177.5	93.5	97.1
国分寺市	12,461,610	12,464,610	100.0	1,421,337	114.0	796,740	709,298	1,506,038	63.9	56.9	120.8	178.4	88.0	94.4
国立市	7,964,772	7,964,772	100.0	986,922	123.9	581,732	435,621	1,017,353	73.0	54.7	127.7	169.7	93.1	97.0
福生市	8,663,983	8,061,287	93.0	1,083,091	134.4	584,288	91,098	675,386	72.5	11.3	83.8	185.4	547.8	160.4
狛江市	10,010,529	7,810,414	78.0	818,142	104.8	597,485	56,800	654,285	76.5	7.3	83.8	137.0	387.7	125.1
東大和市	9,893,835	8,782,630	88.8	1,235,674	140.7	651,309	939,786	1,591,095	74.2	107.0	181.2	189.6	62.1	77.6
清瀬市	8,476,893	7,495,499	88.4	973,726	129.9	545,670	485,552	1,031,222	72.8	64.8	137.6	178.4	88.1	94.4
東久留米市	12,888,467	11,426,164	88.7	1,620,246	141.8	823,006	832,169	1,655,175	72.0	72.8	144.9	196.9	95.9	97.9
多摩市	16,992,558	16,041,288	94.4	2,286,665	142.5	980,833	181,661	1,162,494	61.1	11.3	72.5	233.2	720.4	196.6
稲城市	8,767,814	8,262,037	94.2	1,064,016	128.8	566,334	817,818	1,384,152	68.5	99.0	167.5	188.0	60.9	76.9
羽村市	7,487,631	6,824,574	91.1	714,526	104.7	563,894	136,196	700,090	82.6	20.0	102.6	126.8	110.5	102.0
あきる野市	8,420,639	7,268,795	86.3	896,049	123.3	580,229	864,500	1,444,729	79.8	118.9	198.8	154.5	36.6	62.0
西東京市	21,508,138	19,064,438	88.6	2,006,891	105.3	1,300,127	1,147,356	2,447,483	68.2	60.2	128.4	154.4	61.6	82.0
平均	18,262,748	16,555,318	90.7	1,964,293	118.7	1,157,240	767,603	1,924,843	69.9	46.4	116.3	169.8	105.2	102.1
武蔵村山市	9,117,970	8,220,557	90.2	1,029,160	125.2	572,485	153,006	725,491	69.6	18.6	88.2	179.9	298.9	142.0

東京都26市污水处理費回収率等項目別順位（平成28年度）

污水处理費回収率

順位	市名	污水处理費 回収率 (%)
1	多摩市	196.6
2	福生市	160.4
3	昭島市	154.7
4	武蔵村山市	142.0
5	小平市	129.3
6	小金井市	127.1
7	狛江市	125.1
8	調布市	122.2
9	府中市	114.5
10	武蔵野市	111.5
11	町田市	109.9
12	立川市	107.0
13	羽村市	102.0
14	東久留米市	97.9
15	東村山市	97.1
16	国立市	97.0
17	国分寺市	94.4
18	清瀬市	94.4
19	三鷹市	93.9
20	八王子市	91.8
21	青梅市	86.8
22	西東京市	82.0
23	東大和市	77.6
24	稲城市	76.9
25	日野市	76.7
26	あきる野市	62.0

平均	102.1
----	-------

使用料単価

市名	使用料単価 (円)
青梅市	149.0
多摩市	142.5
東久留米市	141.8
八王子市	140.8
東大和市	140.7
福生市	134.4
町田市	133.6
昭島市	132.0
日野市	130.9
清瀬市	129.9
稲城市	128.8
東村山市	128.0
立川市	125.7
武蔵村山市	125.2
国立市	123.9
あきる野市	123.3
国分寺市	114.0
小平市	111.1
西東京市	105.3
狛江市	104.8
羽村市	104.7
三鷹市	92.9
調布市	84.2
武蔵野市	83.3
小金井市	81.6
府中市	74.3

平均	118.7
----	-------

処理原価

市名	処理原価 (円)	処理原価	
		維持管理費単価	資本費単価
あきる野市	198.8	79.8	118.9
東大和市	181.2	74.2	107.0
青梅市	171.6	100.5	71.1
日野市	170.6	72.8	97.8
稲城市	167.5	68.5	99.0
八王子市	153.4	69.6	83.8
東久留米市	144.9	72.0	72.8
清瀬市	137.6	72.8	64.8
東村山市	131.8	72.1	59.8
西東京市	128.4	68.2	60.2
国立市	127.7	73.0	54.7
町田市	121.6	69.5	52.1
国分寺市	120.8	63.9	56.9
立川市	117.5	77.2	40.3
羽村市	102.6	82.6	20.0
三鷹市	98.9	77.5	21.4
武蔵村山市	88.2	69.6	18.6
小平市	85.9	59.4	26.5
昭島市	85.3	65.7	19.6
狛江市	83.8	76.5	7.3
福生市	83.8	72.5	11.3
武蔵野市	74.7	68.5	6.2
多摩市	72.5	61.1	11.3
調布市	68.9	64.9	4.0
府中市	64.9	57.9	7.0
小金井市	64.2	61.0	3.2

平均	116.3	69.9	46.4
----	-------	------	------

建設事業開始年

市名	建設事業 開始年	順位
武蔵野市	1951	1
八王子市	1955	2
立川市	1955	3
日野市	1958	4
三鷹市	1959	5
多摩市	1963	6
町田市	1963	7
府中市	1964	8
東久留米市	1965	9
調布市	1968	10
狛江市	1969	11
小金井市	1969	12
小平市	1970	13
国立市	1971	14
国分寺市	1972	15
羽村市	1973	16
昭島市	1973	17
青梅市	1973	18
福生市	1973	19
西東京市	1974	20
武蔵村山市	1974	21
東村山市	1975	22
東大和市	1976	23
清瀬市	1977	24
稲城市	1981	25
あきる野市	1985	26